

令和4年度データセンター集積推進事業（関連産業調査）委託業務

企画提案指示書

1 委託する業務名

令和4年度データセンター集積推進事業（関連産業調査）委託業務

2 業務の目的

国内外でのデータセンター市場の拡大や国によるデータセンター拠点の地方分散の動きを捉え、本道へのデータセンターのさらなる立地促進のため、データセンターに密接に関連（利用）し、データセンターのビジネス需要となる産業・事業者の誘致に向けた調査を実施する。

3 委託業務の内容

(1) 関連産業・事業者の誘致に向けた調査

次の内容について、調査を実施する。

※ 調査項目の詳細については、委託先決定後、道と調整して決定する。

ア データセンターに密接に関連している事業者へのヒアリング

(ア) 対象事業者：

各分野の事業者3社程度から、複数回ヒアリングし詳細を把握すること。

- a サービスプロバイダー（クラウド・アプリ・SaaS・ホスティング事業者など）
- b コンテンツ（配信サービス・CDN・ゲームなど）
- c キャリア（回線事業者・ISPなど）
- d 金融（銀行・証券・FX・マイニング・ブロックチェーンなど）
- e IoT（AI・ビックデータ・自動運転・医療など）
- f データセンター事業者（ハイパースケール事業者。受電容量2MW以上）

(イ) 調査内容：

- a 各分野の事業者の事業内容やサービスモデル、現在のデータセンターや通信ネットワークの利用方法とその状況（産業構造の分析）、地方展開（立地）や地方データセンターの利用意向、立地のための条件や課題、重視する事項（レイテンシー、電力等）など

イ 上記アを踏まえた、関連産業・事業者の本道への誘致にあたっての条件・ポイント等の分析・取り纏め、現状の課題点に対する北海道として取り組むべき事項・役割

ウ 道内のデータセンターを利用した事業モデルや道内のインターネット通信トラフィックを増加させる手法、北海道で市場規模の拡大が期待されるITサービス・産業クラスターの検討

※（１）の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため適切な措置を講ずること。

※詳細な業務内容については、当委託業務の契約締結後、道と調整して決定する。

（２）事業実施報告書の作成

上記（１）に係る報告書を作成し、委託期間内に納品する（紙媒体３部、電子媒体１式）。

４ 契約の方法等

（１）契約方法 総合評価一般競争入札

（２）委託期間 契約締結日から令和５年（２０２３年）３月１０日（金）まで

（３）その他

- ・ 本業務は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、業務内容の変更や業務委託を中止する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。
- ・ また、委託契約締結後、新型コロナウイルス感染症などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合がある。

５ 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
１ 実施体制	①実施体制・役割等
２ 実施手法	①業務処理工程表・経費積算
３ 実施方策	①関連産業・事業者の誘致に向けた調査
４ 実績	①過去の実績
５ 追加提案	①追加提案

※記載上の留意事項

ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。

イ 業務処理工程表・経費積算については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール及び積算とすること。

ウ 実施方策については、「３ 委託業務の内容」を満たした提案とすること。

- エ 過去の実績については、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。
- オ 追加提案については、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。

6 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (10) 過去 2 年間（令和 2 年度以降）において国（事業団、独立行政法人及び国立大学法人を含む）又は地方公共団体から本業務と同種の業務について契約実績（履行済みのものに限る）を有すること。

7 参加資格申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格申請書、添付資料
- (2) 様式 参加資格申請書 別添様式による

- (3) 提出部数 参加資格申請書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限 令和4年(2022年)8月24日(水)17時(必着)
- (5) 提出場所 10の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも6部
 - ※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。
 - 文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和4年(2022)8月24日(水)17時(必着)
- (5) 提出場所 10の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

9 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

- ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。
- オ 全ての提出書類は返却しない。
- カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先

郵便番号 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎8階）

北海道経済部産業振興局産業振興課立地推進第二係（担当：相樂、金須）

電話 011-204-5328 F A X 011-232-2139

電子メールアドレス keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

※@の前は数字の「1」です。